

情報パーク



テント市

◆日時 9月26日(火)
8:30～11:00

◆場所 みちのえき
「旬菜館」

☎ 農林水産課
☎32-9290



志賀町土地改良区からの お知らせ

令和4年度一般会計・特別会計の決算書を、土地改良区事務所に掲示しています。閲覧希望の方は事務所までお越しください。

- ◆場所 志賀町役場 2階8番窓口
- ◆対象者 志賀町土地改良区の組合員
- ◆期間 9月1日(金)～11日(月)
(土、日、祝日除く)
- ◆時間 9:00～17:00

☎ 志賀町土地改良区
☎ 32-3851
FAX 32-4545



原子力規制委員会 行政職員募集

- ◆受付 10月23日(月)まで
- ◆募集職種 原子力検査官 ほか
- ◆求める人材
 - ・原子力の運転、保全、検査、設計などに専門性がある人
 - ・放射性廃棄物管理・処分に専門性がある人
 - ・火災、防災、放射線などに専門性がある人 ほか

詳しくは原子力規制委員会ホームページ→



☎ 原子力規制庁人事課採用担当
☎03-3581-3352

お知らせ

学生応援！志賀産米を送ります

町外で学生生活を送る志賀町出身の学生に、志賀米包装パック米飯を送ります。

- ◆対象者 町外で暮らす大学(大学院含む)、短大、高专、専門学校、日本語教育機関の学生、高等学校の生徒で、志賀町に保護者が在住している人

- ◆申請期限 10月31日(火)
- 詳しくは、ホームページで→



☎ 農林水産課 ☎ 32-9221

計量器(はかり)の 定期検査を受けましょう

取引、証明に使用する「はかり」は計量法に基づく「定期検査」を2年に一度受けなければなりません。新規に検査を受ける人は商工観光課までお知らせください。

日時	時間	場所
10月4日(水)	11:00～12:00	富来行政センター
10月5日(木)	13:00～15:00	志賀町役場

☎ 石川県計量検定所 ☎076-254-5507

☎ 商工観光課
☎32-9341



納税

納期限：10月2日(月)

- ・国民健康保険税(3期)
- ・後期高齢者医療保険料(6期)
- ・介護保険料(3期)

はな 華だより 志賀町華道協会

浦上千代子
【草月流】



素材：
谷わたり
バラ
ブルーファンジア
グリーンスケール

会員限定 ふれあいミニ講座&クラフト教室

クリスマスツリーアレンジ

赤いバラと木の実をいっぱい付けたクリスマスツリーのアレンジです★

開催日時	11/16(木)	11/17(金)	11/18(土)
10:30～	15名	15名	15名
2:00～	15名	15名	15名

スケジュール 受付(開始30分前) ▶ ミニ講座 ▶ クラフト教室 ▶ アンケート

開催場所 花のミュージアム フローリィ 参加費 500円(税込)



全長約23cm×幅約17cm
*花などの色や種類が異なる場合があります。
*写真はイメージです。

申込方法 ハガキによる郵送 北陸電力

【申込締切】10/20(金) 当日消印有効

お願い

- *参加者は抽選で決定いたします。結果はハガキにてお知らせいたします。
- *小学生以下のお子さまは、保護者の方と二人で1作品とさせていただきます。(ご家族の方でも会員以外はお申込みできません)
- *開始時間の15分前までにお越しください。
- *1週間以内に新型コロナウイルス感染症の感染拡大している国・地域への訪問歴がある方は参加をお断りさせていただく場合があります。

申込先・お問い合わせ

北陸電力(株)原子力本部 地域社会部 ふれあい担当
電話番号 ☎ 090-5685-1130 (平日・教室当日 9:00～17:00)
メールアドレス shikagendayori@rikuden.co.jp

↓メールはこちらから



献血を実施します

石川県では400ml献血のご協力をより一層お願いしています。皆さまのご協力をお願いします。

◆日時 9月6日(水)

9:30～12:00、13:30～16:00

◆場所 志賀町役場 本庁舎1階

☎ 石川県赤十字血液センター

☎ 076-254-6372



農業委員会からのお知らせ

◆農地法の下限面積要件の廃止について

本年4月1日より、農地の権利取得に必要な下限面積要件が廃止されました。

ただし、その他(①全部効率利用要件、②農作業常時従事要件または農地所有適格法人要件、③地域との調和要件)は、引き続き満たす必要があります。

◆農地に関する手続きについて

以下の場合には、農業委員会または県の許可、農業委員会への報告が必要ですので、事前にご相談ください。

- ・農地を農地として売買・贈与などする場合
- ・農地の転用を計画している場合
- ・農地の形状を変更する場合
- ・農地に小規模な農業用施設を建てる計画をしている場合
- ・農地を相続などにより取得した場合

☎ 農業委員会(農林水産課内) ☎ 32-9290

石川県商工会連合会【職員募集】

【経営指導員・経営支援員(若干名)】

- ◆申込締切 10月11日(水)17:00(必着)
(1次試験:10月21日(土)、2次試験:11月中旬)
- ◆試験場所 石川県地場産業振興センター新館3階
- ◆採用予定 令和6年1月4日
- ◆勤務地 羽咋郡市内の商工会

詳しくは、石川県商工会連合会

検索



☎ 石川県商工会連合会 商工会支援課

☎ 076-268-7300

家屋の新・増築、取り壊しの届け出について

家屋の固定資産税は、毎年1月1日現在に建っている建物に課税されます。

税務課では、町内の新・増築家屋や取り壊し家屋の把握に努めていますが、適切な課税を行うためにも、次のようなときは、税務課固定資産税担当まで届け出てください。

【新築・増築をしたとき】

税務課職員が伺い、固定資産税の基礎となる評価額を算出するため家屋調査を行います。



評価は、完成後順次行う予定ですが、入居前に調査を希望する人は、完成後早めに連絡してください。都合の良い日を相談の上、伺います。

【取り壊しをしたとき】

家屋の一部または全部を取り壊したり、年内に取り壊す予定のある人は、「家屋滅失届」を提出してください。



取り壊した建物は、翌年度から固定資産税が課税されなくなりますが、届け出がないと課税されてしまうことがありますので、ご注意ください。

なお、登記されている家屋の場合は、別途法務局で自分で建物滅失登記の申請をしてください。

【用途を変更したとき】

家屋の用途変更があったときは、「家屋用途変更届出書」を提出してください。

なお、届出の際、さらに詳細な家屋の情報を確認する場合があります。また、具体的な用途変更の内容により、実地調査や書類の提出をお願いする場合があります。

【未登記家屋の所有者を変更したとき】

登記されていない家屋の所有者を変更したときは、「未登記家屋の所有者変更届」を提出してください。

この手続きをしないと、翌年度以降も前の所有者に課税されてしまいますので、忘れずに届け出をしてください。

なお、本届け出は登記とは関係ありません。

☎ 税務課 固定資産税担当 ☎ 32-9141

笑顔でいきいき!

人生100年時代

シニアの新しい働き方(60歳以上)

志賀町シルバー人材センター

羽咋郡志賀町富来領家町甲10(☎42-2170)

詳しくは **志賀町シルバー** で **検索**

高齢者活躍人材確保育成事業 石川県シルバー人材センター連合会

資格取得講習会案内 七尾会場【実施・月/日】

◆職長教育	[9/12・9/13]
◆車両系建設機械運転技能講習(ユンボ等)	[9/20～]
◆不整地運搬車運転技能講習	[10/3～4]
◆クレーン運転特別教育【10/11】	
◆ローラー(締固機械)特別教育【10/17】	◆高所作業車【10/20】
◆小型移動式クレーン 運転技能講習【10/26】	

★労災・雇用保険の手続きは事業者の義務です!
事業主・ご家族・一人親方様の特別加入も即手続きします。

(一社)七尾労働基準協会 ☎ 0767-52-5343
申込書など詳しくは当協会ホームページで!年間計画も掲載しています。

国民年金保険料免除などの申請について

保険料が納め忘れの状態、万が一、障害や死亡といった不測の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由などで保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、七尾年金事務所、志賀町役場住民課が富来支所総合窓口でお早めに手続きをお願いします。

☎ 住民課 年金担当 ☎32-9121

☎ 七尾年金事務所 ☎0767-53-6511

行政書士無料相談会

相続、遺言、在留資格、契約、離婚協議書の作成、会社設立、農地転用ほか各種許認可申請の手続きなどさまざまな相談に答えます。

1. 電話による無料相談会『行政書士電話相談』

◆ 日 時 9月29日(金)～10月1日(日) 10:00～16:00

【石川県行政書士会事務局 ☎076-268-9110】

2. 面談による『行政書士無料相談会』

◆ 日 時 10月1日(日) 10:00～16:00

◆ 場 所 アル・プラザ鹿島

☎ 石川県行政書士会 ☎076-268-9555

無料調停手続相談会

交通事故、金銭、土地建物、家庭の問題、近隣トラブルなどでお困りの方、調停制度を使って解決しませんか。調停委員が相談に応じます。気軽に相談してください。(予約不要)

◆ 日 時 9月30日(土) 10:00～12:00

◆ 場 所 パトリア4階 フォーラム七尾(七尾駅前)

☎ (公財)日本調停協会連合会 七尾調停協会

☎0767-52-3135

※同番号は、金沢地方裁判所七尾支部に通じます。無料調停手続相談会に関する問い合わせである旨お伝えください。

【9/10は下水道の日】下水道に接続しましょう

○ 下水道への接続をお願いします

下水道は河川や海などの水質保全、環境衛生の向上など、快適な生活を送る上で必要不可欠な施設です。

下水道が整備された区域で、まだ接続していない世帯は、できるだけ早い接続をお願いします。

○ 下水道へ異物を流さないでください

異物を流すと下水管が詰まったり、ポンプなど設備の故障原因となります。布きれや水に溶けない物、残飯、野菜くずなどは流さないでください。



☎ まち整備課 上下水道室 ☎ 32-9251

上下水道料金のインボイスについて

10月1日から始まる、消費税のインボイス制度(適格請求書等保存方式)に基づき、水道料金・下水道使用料について、10月分から次の帳票をインボイス(適格請求書)とし発行します。

- ・上下水道使用水量のお知らせ(検針票)
- ・上下水道料金納入通知書兼領収書
- ・上下水道料金振替通知書
- ・上下水道料金振替済のお知らせ兼領収書
- ・上下水道料金納付証明書

なお、志賀町水道事業会計・下水道事業会計の適格請求書発行事業者登録番号は次の通りです。

会計名	登録番号
志賀町水道事業会計	T9800020002903
志賀町下水道事業会計	T3800020002859

☎ まち整備課 上下水道室 ☎ 32-9241

労働関係のトラブル、解決しませんか？

労働者個人と事業主との間で労働条件などに関するトラブルが発生し、自主解決が困難となった場合に、経験豊富な弁護士などの委員が、あっせんにより解決をお手伝いします。

☎ 石川県労働委員会事務局

☎ 076-225-1881



【10/1～10/7は公証週間】無料公証相談所開設

◆ 期 間 10月2日(月)～6日(金) 9:00～17:00

◆ 場 所 七尾公証役場
(七尾市藤橋町戌部26-1 トウアイビル102)

◆ 相談員 金沢地方法務局所属公証人

◆ 相談事項 相続・遺言および公証事項全般

☎ 七尾公証役場 ☎ 0767-52-6508

有料広告欄

蜂の巣駆除は
猫の手本舗
☎ 0767-38-1612
ご自身での駆除は大変危険な行為です!
徹底退治!!
ハチのプロが迅速に対応します
(志賀町小室二ノ6番地6) 田淵 誠

通話録音警告機 無料で貸出中!



通話録音警告機

この電話は、振り込め詐欺などの犯罪被害防止のため、会話内容が自動録音されます。



まずい、録音されるのか... 切ろう

対象者 町内在住の高齢者 (65歳以上) のみの世帯など

申請方法 申請書を商工観光課へ提出 (随時)

貸出期間 6カ月間

※申請書は商工観光課、富来支所、町ホームページで入手可能。

商工観光課 ☎32-9341

information park

いしかわ スポGOMI 大会

参加チーム募集!! 先着60チーム

令和5年 **9月16日** 土 小雨決行

日時 9:30~11:30
受付開始9:00 (競技時間60分)
※台風や大雨警報などの場合は翌週9月23日(土・祝)に延期となります。

会場 ますほがうら 増穂浦海水浴場
(集合場所: 能登リゾートエリア増穂浦)
石川県羽咋郡志賀町相神イ3-1

県では海ごみの発生抑制や清掃活動への参加を促進するため、楽しみながらごみ拾いできる取組として「いしかわスポGOMI大会」を実施します。

スポGOMIとは?

チームでごみを拾い、種類や量のポイントで競うスポーツです。

参加条件は?

- 1チーム 3名~5名以内。
- 18歳以上が1名以上いること。

ルールは?

- 1 範囲内のごみを拾う。
- 2 チームはまとまって行動。
- 3 走らない。

※詳細は裏面を参照

締切日 9月7日(木) 必着

お申し込みはホームページ(二次元コード)からどうぞ
https://apply.e-tumo.jp/pref-ishikawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=1999

※裏面のFAX等でも申込可能です。

賞品

1位! ひやくまん穀 (1人5kg)

※全員に参加賞をご用意しています。

◆主催 / 石川県 生活環境部 資源循環推進課 資源循環グループ Tel.076-225-1849

志賀消防署

火災・救急・救助は 119 番!

商 志賀消防署 ☎ 32-1776 商 富来分署 ☎ 42-1211



9月9日は「救急の日」

この日は救急医療・救急業務に対して正しい理解と認識を深めることを目的に昭和57年に定められ、毎年9月9日を「救急の日」とし、この日を含む1週間を「救急医療週間」としています。今回は早期通報と救急車を呼んだ際の準備についてご紹介します!

① 早期通報 ~ こんな時はすぐに119番通報 ~

- 1 反応がない (意識がない)
- 2 けいれんが止まらない
- 3 呼吸がない、呼吸が困難な状態
- 4 激しい痛み (頭痛、胸痛、腹痛など)
- 5 大量の出血、出血が止まらない
- 6 顔のゆがみ、麻痺や呂律がまわらない

緊急性が高い症状
早期の119番通報



② 準備 ~ 必要な項目をチェックしましょう! ~

- 1 お薬手帳・母子手帳
- 2 お薬そのもの
- 3 健康保険証・免許証 (情報が分かるもの)
- 4 普段の生活状態が分かるもの
- 5 火の元の確認・玄関以外の戸締り確認

事前に準備していただくことで、救急隊の活動がスムーズに!



住宅用火災警報器・消火器について



早期認知

定期的な点検



1. 住宅用火災警報器

住宅用火災警報器は休むことなく火災を監視し、いち早く火災を知らせてくれます。

定期的な点検を行い、しっかりと作動するか確認しましょう。また、10年を目安に交換をお願いします。

2. 消火器

火が出ってしまった場合、消火器を使用した初期消火が大変有効です。万が一に備え、消火器の使い方を確認しておきましょう。しかし、火が天井まで上っている場合は消火器では消すことが困難です。消火活動を行うのではなく、速やかに避難しましょう。



初期消火

農繁期における火災にご注意!!

もみ殻は、一旦火がつくと**長時間燃え続けます**。また、乾いた稲わらは燃えやすく、**急速に燃え広がります**。どちらも、火災発生の原因となります。作業前には気象状況などを確認し、作業中はその場を離れないようにしてください。